

# 日本災害医学会雑誌投稿規定

## 本学会誌の目的と内容

1. 日本災害医学会雑誌: Japanese Journal of Disaster Medicine/JJDM は日本災害医学会の機関誌として、災害医学・医療の専門性を追求し、その進歩、発展に寄与することを目的とする。
2. 投稿論文は、「総説」「原著」「調査報告」「事例報告」「体験レポート」「研究速報」「短報」「Letter to the Editor」を受け付ける。

## 投稿者の資格

3. 筆頭著者もしくは共同著者のいずれか1名は日本災害医学会の会員でなければならない。ただし編集委員会が寄稿を依頼した場合は、その限りではない。ここで言う著者(筆頭著者および共同著者)とは
  - a. 研究の構想・立案、データの収集、あるいはデータの解析および解析結果の解釈のいずれかに実質的に貢献している。
  - b. 論文の原稿を書くか、その論文の内容に関わる極めて重要な校正・改訂作業(リバイズ)にかかわっている。
  - c. 掲載される最終版の原稿の中身を理解し、承認している。
  - d. 論文のあらゆる側面について、論文の正確性・真正性に疑義が寄せられたときに適切に説明することができる。

以上の4点に基づいて決定されるべきものであり、著者はa~dのすべてを満たさなくてはならない。

## 投稿時の注意

4. 投稿論文は下記について明記した「誓約書」および「利益相反申告書」(本学会指定様式)に、著者全員(7名以内)が署名して添付すること(複数枚でも構わない)。
  - a. 著者全員がこの論文の投稿とその内容に関して承知していること
  - b. 投稿論文は同時に他誌に投稿されていないこと(同時投稿ではないことの確約)

- c. 同じ内容の論文を他誌にすでに掲載していないこと(二重投稿ではないことの確約)
- d. 投稿論文に他誌にすでに掲載された図(写真を含む)・表などが含まれる場合は転載許諾を正規の方法で得ていること
- e. 投稿論文が倫理委員会の承諾を受けているか否か、あるいはその必要がない内容かを明示すること
- f. 投稿論文は個人情報保護法に基づいて匿名化がなされていること
- g. 特定の症例について報告する場合、当該患者またはその家族あるいはそれに準ずる保護者より論文の出版に関する同意を文書で得ていること
- h. 著者全員が、虚偽なく利益相反を開示していること

なお、この誓約書に虚偽の記載があったと認められる場合には、本学会編集委員会および倫理委員会による審査の上、論文削除及びその他の処分が行われる。その手順に関しては別に定める。

- 5. 投稿規定から外れている論文は受理されずに、差し戻されることがあるので投稿論文が投稿規定にそっているかどうか、十分に確認すること。
- 6. 投稿に関する著者への全ての連絡は、電子投稿システムに入力した電子メール宛に行われる。
- 7. 投稿後は、著者の追加、削除、変更は認められない。
- 8. 投稿論文は受付(送付された論文を受け取ること)、受理(投稿論文の必要項目が満たされて査読に進むこと)、評価(編集委員を含む複数名による査読制)、採用(審査に合格し掲載できる形となったこと)を経て掲載される。また査読の結果により、著者の応募とは異なった区分での掲載となる場合がある。
- 9. 「総説」「原著」「調査報告」「事例報告」「体験レポート」は、以下の内容を含む。: a. 論文題名(和・英)、b. ランニングタイトル、c. 和文抄録、d. 英文抄録、e. Key Words(和・英)、f. 本文(倫理規定に関する記載は論文冒頭ないしは方法、あるいは方法に準ずる箇所に含める)、g. 利益相反の開示(本文末尾に必須)、h. 謝辞(本文末尾に必要な応じて)、i. 文献、j. 図(写真を含む)・表のタイトルと説明、k. 表(脚注を含む)、l. 図(写真を含む)、m. オンライン補足情報。各々を電子投稿システムに従って入力またはアップロードする。
- 10. 図(写真を含む)・表は各々1枚あたり800字に相当するため、それを差し引いて本文の字数を計算する。

11. 「研究速報」「短報」「Letter to the Editor」は、以下の内容を含む。： a. 本文(倫理規定に関する記載は論文冒頭ないしは方法に準ずる箇所に含める)、b. 利益相反の開示(本文末尾に必須)。また、必要に応じて以下を含めてよい。： c. 謝辞(本文末尾に必要に応じて)、d. 文献、e. 図(写真を含む)・表のタイトルと説明、f. 表(脚注を含む)、g. 図(写真を含む)、h. オンライン補足情報。各々を電子投稿システムに従って入力またはアップロードする。
12. 各論文区分の和文・英文抄録、Key Words、字数制限、著者数制限等については下記の表を参考にする。

	タイトルページ	字数制限	文献数	著者数制限	和文抄録	英文抄録	Key Words
1) 総説	要	抄録を除いて12,000字以内	40編以内	7名以内	要(400字以内)	要(600 words以内)	和英各3~5語
2) 原著論文・調査報告	要	抄録を除いて12,000字以内	20編以内	7名以内	要(400字以内)	要(600 words以内)	和英各3~5語
3) 事例報告・体験レポート	要	抄録を除いて10,000字以内	20編以内	7名以内	要(400字以内)	要(600 words以内)	和英各3~5語
4) 研究速報・短報	要	5,000字以内	10編以内	7名以内	不要	不要	和英各3~5語
5) Letter to the Editor	要	2,400字以内	5編以内	2名以内	不要	不要	不要

## 論文の構成

### A. 一般的注意

- 1) 投稿原稿は Word™ などのワードプロセッサ・アプリケーションにて作成、英文は double space で印字。
- 2) 統計処理は正しく行う。
- 3) 図(写真を含む)・表は、本文に引用する順に番号を振って並べる。
- 4) 現代かな遣いを用い、医学用語以外は常用漢字とする。
- 5) 度量衡等は CGS 単位ならびに右記の例に従う。例: cm, sec, hr, mg/dl, mEq/l, mmHg,  $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{min}$
- 6) 外国の人名、地名は原語を用いる。
- 7) 薬品名の記載は和英のどちらかで一般名(generic name)を用いる。
- 8) 特殊な試薬・機器・物品などは、種類、会社名(国内の場合はその所在都道府県名、外国の場合は国名)を括弧内に記載する。
- 9) 論文中で繰り返される語は略語を用いてもよいが、正式略語または慣習的に使用されているものを原則とし、初回の完全用語に( )で以下略語を用いることを明記する。

### B. 原稿の各構成要素に関する注意

- 1) 論文題名(和・英):施設名・個人名が特定できないものに限る。和文の場合、全角換算50字相当を上限とする。英文の場合、和訳して全角換算50字に相当する量を上限とする。
- 2) ランニングタイトル:全角換算24字相当を上限とする。
- 3) 抄録:「原著」「調査報告」の抄録は構造化して見出しは、【目的】、【方法】、【対象】、【結果】、【考察】、【結語】などとする。こと。「総説」の抄録の構造化は必須ではない。「事例報告」「体験レポート」の抄録の構造化は不要。抄録の内容は和英で一致させること。
- 4) Key Words:適切な言葉を3~5個選択する。和英で内容を一致させること。(但し、幅広い検索に資するため、タイトル中の語句を用いないほうがよい。)
- 5) 本文:「原著」「調査報告」の本文は構造化して見出しは、【背景と目的】(もしくは【はじめに】、【緒言】など)、【対象と方法】、【結果】、【考察】、【結語】などとする。こと。「事例報告」「体験レポート」の本文の見出しは、【背景と目的】(もしくは【はじめに】、【緒言】など)、【事例】、【考察】、【結語】とする。こと。
- 6) 図(写真を含む)・表:タイトル・内容・説明を含め、全て英語で記載する。既存の地図などを図に利用する際、既に印字され英文に直し難い地名などは、図内に英文表記を重ねる。図表のタイトルと legends は、図とは別に本文中の順番に従い一括して記載し、ファイルを作成する。図表中にはタイトル・説明を記載しないこと。また図や写真は、JPEG等の画像ファイルフォーマットでなるべく解像度の高いもので提出すること(ファイルサイズの上限は本学会誌電子投稿システムの制限に従う)。表はWord™もしくはExcel™で作成し、Excel™の場合は表1枚に対してExcel™ファイルひとつで作成すること。別途作成してWord™やExcel™に張り付けただけの表は認められない。
- 7) 英文抄録、図(写真を含む)・表のタイトルや説明の英文は、Native speakerかそれに準じる人の校閲を受け、証明書(書式自由)を添付すること。査読後、改定状況により再度校正証書を要請する場合がある。なお英文査読者は、編集委員会でも実費にて紹介できるので問い合わせること。
- 8) 謝辞:研究に提供された資金及び著者に対して他から供された研究・留学資金等を記載すること。同僚や所属機関への謝辞等も記載可能だが、個人的人間関係への言及は科学的論文として適切ではないため、節度ある内容に留めること。
- 9) 利益相反申告:論文の投稿時に著者全員が利益相反となりうるすべての資金的援助、あるいは企業・機関との関係(研究場所・器具の提供、企業主催の研究会への参加にあたり講演謝礼や旅費・宿泊費の提供が所定の額を超えた場合等)を開示しなければならない。本学会指定の「利益相反申告書」をダウンロードし、投稿の際、著者全員の申告書を一つのファイルにまとめて電子投稿システムにアップロードすること。たとえ利益相反がなかったとしても、その旨を記して署名した利益相反申告書をアップロードすること。利益相反の範囲については本学会の利益相反委員会の規定を参照のこと。
- 10) 文献:記載方法を下記に示す。  
・文献は本文中に肩付け、引用番号順に配列する。

- ・著者名は筆頭著者から3名まで列記し、それ以上は、「他」または“et al”とする。
- ・誌名略記は『医学中央雑誌』収載誌目録略名表および Index Medicus に準ずる。
- ・ウェブサイトからの引用も認めるが、引用内容の科学性や倫理性を加味して変更を求める場合がある。
- ・公的機関からの正式発表(法律、規則など)も記載可とする(可否の最終判断は編集委員会で行う)。
- ・学会・研究会等の抄録は文献として認めない。

#### ★文献記載例

<雑誌> 引用番号)著者名:題名. 雑誌名 発行西暦年;巻:頁-頁.

1)今泉均, 金子正光, 丹野克俊, 他:津波災害による負傷者の神経内分泌学的ストレス分析. 救急医 1995; 6: 689-94.

2)Hedges JR, Dronen SC, Feero S, et al : Succinyl-choline-assisted intubation in prehospital care. Ann Emerg Med 1988; 17: 469-72.

<単行本> 引用番号)著者名:分担項目題名. 編者名. 書名. (巻).(版). 発行所, 発行地, 西暦年, pp 頁-頁.

1)鵜飼卓:阪神・淡路大震災. 鵜飼卓他編. 事例から学ぶ災害医療. 南江堂, 東京, 1995, pp35-48.

2)Gunn, SWA : International Cooperation in Disaster Medical Relief : the Role of UNDR0. In: Ohta M,Ukai T,Yamamoto Y, eds. New Aspects of Disaster Medicine. Herusu Publishing Inc., Tokyo, 1989, pp 38-44.

<ウェブサイト> 引用番号)著者名:題名. ウェブアドレス、最終アクセス年月.

1)Marion DW, Dommeier R, Dunham CN, et al: Practice management guidelines for identifying cervical spine injuries following trauma. Available online at: <http://www.east.org>. Accessed July 1, 2000.

2)災害時の診療録のあり方に関する合同委員会:災害診療記録 2018 報告書. [http://www.jhim.jp/disaster/pdf/2018/2018kiroku\\_doc\\_v3.pdf#search=%27災害医療+報告書%27](http://www.jhim.jp/disaster/pdf/2018/2018kiroku_doc_v3.pdf#search=%27災害医療+報告書%27) (2020年5月最終確認)

#### C. 倫理規定

- 1) ヒトを対象とした研究にあたっては、Helsinki 人権宣言に基づくこと。
- 2) 所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ること。

- 3) 個人情報保護に基づき、匿名化すること。なお、十分な匿名化が困難な場合や特定の症例を用いる場合には、研究対象者や当該患者またはその家族あるいはそれに準ずる保護者より同意を文書で得て責任著者が保管しておくこと。
- 4) 動物を対象とした研究は、『医学生物学的研究に関する国際指針の勧告』の趣旨にそったものとし、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること。

以上に関して論文の【背景と目的】(もしくは【はじめに】、【緒言】など) (「原著」「調査報告」の場合は【対象と方法】でも可) に必ず記載すること。倫理委員会の承認や研究対象者・患者からの同意文書などを編集委員会が求めることがある。

#### D. 二重投稿と二次出版に関して

二重投稿、二次出版はこれを認めない。但し、下記事項を満たすものは、編集委員長の審査を経て容認され、査読の対象とする。

- 1) 一次出版の編集者から二次出版の許可を得た文書、一次出版論文のコピー、別冊または原稿を提出すること。
- 2) 一次出版の優先権を尊重するため、二次出版までには少なくとも1週間をおくこと(双方の編集者による別途取り決めがある場合はこの限りではない)。
- 3) 二次出版論文が、一次出版論文と異なる読者層を対象としていること。
- 4) 二次出版の内容は、一次出版のデータおよび解釈を忠実に反映していること。
- 5) 二次出版のタイトルページに掲載される脚注において、その論文全体あるいは一部は過去に掲載されたことがあるという旨を読者、著作権管理機関に対して告知し、初出文献を示すこと。(脚注例:「本論文は[雑誌名および詳細な書誌事項]にて最初に報告された研究に基づくものである」)

#### E. 著作権と二次利用に関して

掲載された論文の著作権は、本学会に無償で帰属することとする。ただし、著作権を移譲した著者が自ら作成した図表等を二次利用する場合は、出典が本学会誌であることを明記すれば、本学会の許諾を必要としない。

その他、投稿査読に関して疑問がある場合は、編集事務局にお問い合わせください。

日本災害医学会 編集事務局 <jadm-edit@bunken.co.jp>

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 332-6 パブリッシングセンター

(株)国際文献社内

03-6824-9363